経済産業省

○国土交通省令第七十二号

環 婚 省

経定に基づき、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第五十四条第一項第一号の規

瞬用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成二十四年国

済産業省

土交通省告示第百十九号)の一部を次のように改正する。

境 省

令柜元年十一月十五日

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一幕

環 境 大 臣 小泉進炊郎

規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

致 正 後

Ⅰ. 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導┃Ⅰ. 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導 すべき基準

住宅以外の用途のみに供する建築物(以下「非住宅建築物」という 。)の建築主等は第1に、住宅の建築主等は第2に、住宅の用途及び 住宅以外の用途に供する建築物(以下「複合建築物」という。)の建 築主等は第3に、それぞれ適合する措置を講ずるものとする。

(略) 第 1

第2 住宅に係る判断の基準

住宅の建築主等は、次の1及び2に適合する措置を講ずるものとす る。

1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

 $1-1 \cdot 1-2$ (略)

1-3 外皮平均熱貫流率等の基準

単位住戸が、(1)に定める地域区分に応じた外皮平均熱貫流 率(内外の温度差1度当たりの総熱損失量(換気による熱損失を 除く。)を外皮等(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏 、天井裏等をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に 通じていない場合には、屋根)、壁、床及び開口部、共同住宅に おける隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ 。)の面積の合計で除した値をいう。以下同じ。)の基準及び(2) に定める地域区分に応じた冷房期の平均日射熱取得率(入射 する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で 平均した値をいう。以下同じ。) の基準に適合するようにするも のとする。

- (1) (略)
- 地域区分に応じた冷房期の平均日射熱取得率の基準 イにより算出される冷房期の平均日射熱取得率が、別表第4

改 正 前

すべき基準

住宅以外の用途のみに供する建築物(以下「非住宅建築物」という 。) の建築主等は第1に、住宅の建築主等は第2に、住宅の用途及び 住宅以外の用途に供する建築物(以下「複合建築物」という。)の建 築主等は第3に、それぞれ適合する措置を講ずるものとする。

第1 (略)

第2 住宅に係る判断の基準

住宅の建築主等は、次の1及び2に適合する措置を講ずるものとす る。

1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

 $1-1 \cdot 1-2$ (略)

1-3 外皮平均熱貫流率等の基準

単位住戸が、(1)に定める地域区分に応じた外皮平均熱貫流 率(内外の温度差1度当たりの総熱損失量(換気による熱損失を 除く。) を外皮等(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏 、天井裏等をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に 通じていない場合には、屋根)、壁、床及び開口部、共同住宅に おける隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ 。)面積の合計で除した値をいう。以下同じ。)の基準及び(2))に定める地域区分に応じた冷房期の平均日射熱取得率(入射す る日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平 均した値をいう。以下同じ。) の基準に適合するようにするもの とする。

(1) (略)

(2) 地域区分に応じた冷房期の平均日射熱取得率の基準 イにより算出される冷房期の平均日射熱取得率が、別表第4 に掲げる地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第4	1	2	3	4	5	6	7	8
に掲げる								
地域区分								
基準値	_	_	_	_	3.0	2.8	2.7	6.7

イ (略)

 $1 - 4 \sim 1 - 7$ (略)

2 一次エネルギー消費量に関する基準

2-1 (略)

2-2 基準一次エネルギー消費量の算定方法

住宅の基準一次エネルギー消費量は、単位住戸の基準一次エネルギー消費量については(1)に定める方法、共同住宅等全体の基準一次エネルギー消費量については(2)に定める方法によるものとする。

(1) 単位住戸の基準一次エネルギー消費量 E_{sr} (単位 1年 につきギガジュール)は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする((2)で用いる場合を除く。)。

 $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_{M} \} \times 10^{-3}$

この式において、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_{M} は、それぞれ 次の数値を表すものとする。

E_{SH}:暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年に つきメガジュール)

E_{sc}: 冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年に つきメガジュール)

E_{sv}:機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1 年につきメガジュール)

E_{SL}: 照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年に つきメガジュール)

に掲げる地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第4	1	2	3	4	5	6	7	8
に掲げる								
地域区分								
基準値	_	_	_	_	3.0	2.8	2. 7	<u>3. 2</u>

イ (略)

 $1 - 4 \sim 1 - 7$ (略)

2 一次エネルギー消費量に関する基準

2-1 (略)

2-2 基準一次エネルギー消費量の算定方法

住宅の基準一次エネルギー消費量は、単位住戸の基準一次エネルギー消費量については(1)に定める方法、共同住宅等全体の基準一次エネルギー消費量については(2)に定める方法によるものとする。

(1) 単位住戸の基準一次エネルギー消費量 E_{ST} (単位 1年 につきギガジュール)は、次の式により算出するものとし、小 数点第二位を切り上げた数値とする((2)で用いる場合を除 く。)。

 $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_{M} \} \times 10^{-3}$

この式において、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_{M} は、それぞれ 次の数値を表すものとする。

E_{SH}: 暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年に つきメガジュール)

E_{sc}: 冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年に つきメガジュール)

E_{sv}:機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1 年につきメガジュール)

E_{SL}: 照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年に つきメガジュール)

- 5

- Esw: 給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年に つきメガジュール)
- E_M: その他一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)
- イ E_{SH}は、次の(イ)から(へ)までに定める方法によるものとする。

(イ)~(二) (略)

- (ホ) 暖房負荷は、①から④までに掲げる事項を勘案する ものとする。
- ① 暖房負荷の算出においては、住宅の種別及び別表第4 に掲げる地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び暖房期 の平均日射熱取得率として次の表に掲げる値を用いるこ ととする。

	1 2								
	住		別	表第4	1に掲	げる均	也域区	分	
	宅	1	2	3	4	5	6	7	8
	0)								
	種								
	別								
外	_	0.4	0.4	0.5	0.7	0.8	0.8	0.8	<u>3. 3</u>
皮	戸	6	6	6	5	7	7	7	<u>2</u>
亚	建								
均	て								
熱	の								
貫	住								
流	宅								
率									
	共	0.4	0.4	0.4	0.6	0.7	0, 7	0.7	<u>1. 7</u>
単	同	1	1	4	9	5	5	5	<u>3</u>
位	住								
	宅								

- E_{sw}: 給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年に つきメガジュール)
- E_{M} : その他一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)
- イ E_{SH} は、次の(イ)から(へ)までに定める方法によるものとする。

(イ)~(二) (略)

- (ホ) 暖房負荷は、①から④までに掲げる事項を勘案する ものとする。
- ① 暖房負荷の算出においては、住宅の種別及び別表第4 に掲げる地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び暖房期 の平均日射熱取得率として次の表に掲げる値を用いるこ ととする。

	7 0	0									
	住		別表第4に掲げる地域区分								
	宅	1	2	3	4	5	6	7	8		
	0)										
	種										
	別										
外	_	0.4	0.4	0.5	0.7	0.8	0.8	0.8	<u>2. 1</u>		
皮	戸	6	6	6	5	7	7	7	<u>4</u>		
平	建										
均	て										
熱	0)										
貫	住										
流	宅										
率											
(共	0.4	0.4	0.4	0.6	0.7	0, 7	0.7	1.6		
単	同	1	1	4	9	5	5	5	<u>7</u>		
位	住										
	宅										

1平方メートル1度につきワット)	等								
暖房期の平均日射	一戸建ての住宅	2.5	2. 3	2.7	3.7	4. 5	4. 3	4.6	
熱 取 得 率	共同住宅等	1.5	1. 3	1.5	1.8	2. 1	2.0	2. 1	_

1平方メートル1度につきワット)	等								
暖房期の平均日射	一戸建ての住宅	2. 5	2. 3	2.7	3.7	4. 5	4.3	4.6	_
熱取得率	共同住宅等	1.5	1.3	1.5	1.8	2. 1	2. 0	2. 1	

②~④ (略)

(へ) (略)

ロ E_{sc} は、次の($\mathbf{7}$)から($\mathbf{^{\circ}}$)までに定める方法によるものとする。

(イ)~(二) (略)

- (ホ) 冷房負荷は、①から④までに掲げる事項を勘案する ものとする。
- ① 冷房負荷の算出においては、住宅の種別及び別表第4 に掲げる地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び冷房期 の平均日射熱取得率として次の表に掲げる値を用いるこ ととする。

	7 .0									
	住		別表第4に掲げる地域区分							
	宅	1	2	3	4	5	6	7	8	
	0)									
	種									
	別									
外	_	0.4	0.4	0.5	0.7	0.8	0.8	0.8	<u>3. 3</u>	
皮	戸	6	6	6	5	7	7	7	<u>2</u>	
平	建									
均	て									
熱	0)									
貫	住									
流	宅									
率	共	0.4	0.4	0.4	0.6	0.7	0, 7	0.7	<u>1.7</u>	
	同	1	1	4	9	5	5	5	<u>3</u>	
単	住									
位	宅									
	等									
1										
平										
方										

(へ) (略)

ロ E_{sc} は、次の(A)から (\sim) までに定める方法によるものとする。

(イ)~(二) (略)

- (ホ) 冷房負荷は、①から④までに掲げる事項を勘案する ものとする。
- ① 冷房負荷の算出においては、住宅の種別及び別表第4 に掲げる地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び冷房期 の平均日射熱取得率として次の表に掲げる値を用いるこ ととする。

	7 .0	Ĭ	P-7		.) LI	, 11 1	u. 145	^\	ī
	住		別	表第4	1に掲	げる均	也域区	分	
	宅	1	2	3	4	5	6	7	8
	の								
	種								
	別								
外	_	0.4	0.4	0.5	0.7	0.8	0.8	0.8	<u>2. 1</u>
皮	戸	6	6	6	5	7	7	7	<u>4</u>
平	建								
均	て								
熱	0)								
貫	住								
流	宅								
率	共	0.4	0.4	0.4	0.6	0.7	0, 7	0.7	<u>1.6</u>
(同	1	1	4	9	5	5	5	<u>7</u>
単	住								
位	宅								
	等								
1									
平									
方									

メ										
Ì										
1										
ル										
1										
度										
に										
つ										
き										
ワ										
ッ										
度につきワット)										
冷	_	1.9	1. 9	2.0	2. 7	3. 0	2.8	2. 7	<u>6. 7</u>	
房	戸									
期	建									
0	て									
平	0)									
均	住									
日	宅									
射	共	1. 1	1. 1	1. 1	1.4	1. 5	1.4	1.3	<u>2.8</u>	İ
熱	同									
取	住									
得	宅									
率	等									
2~4		略)								
<u>`</u>)	(略	.)								
	略)									
共同										
1年に	つき	ギガシ	 シュー	ル)に	は、次	のイス	スはロ	に掲げ	げる式	に

メートル1度につきワット)									
冷		1 0			0.5	0 0			0 0
	一戸	1. 9	1. 9	2.0	2. 7	3. 0	2.8	2. 7	<u>3. 2</u>
房期	戸建	1.9	1.9	2.0	2. 7	3.0	2.8	2. 7	<u>3. 2</u>
房	戸	1.9	1.9	2. 0	2. 7	3. 0	2.8	2.7	<u>3. 2</u>
房 期	戸建	1. 9	1.9	2. 0	2. 7	3. 0	2.8	2. 7	<u>3. 2</u>
房期の	戸建て	1. 9	1.9	2. 0	2. 7	3. 0	2.8	2. 7	<u>3. 2</u>
房期の平	戸建ての	1. 9	1. 9	2. 0	2.7	3. 0	2.8	2. 7	3.2
房期の平均日射	戸建ての住	1. 9	1. 9	1. 1	1. 4	1. 5	1.4	1. 3	2.4
房期の平均日	戸建ての住宅								
房期の平均日射	戸建ての住宅共								
房期の平均日射熱	戸建ての住宅共同								

②~④ (略)

(へ) (略)

ハ~へ (略)

 より算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする

 $= \left(\sum_{i=1}^{n} E_{ST, i} + (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 0.9\right) \times 10^{-3}$

(2) において、 $E_{ST,i}$ 、 E_{sac} 、 E_{sv} 、 E_{sl} 、 E_{sw} 、 E_{sev} 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

 $E_{ST,i}$: 住戸iの基準一次エネルギー消費量(単位 1年に つきメガジュール)

E_{sac}: 共用部の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sv} : 共用部の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sl} : 共用部の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{sw} : 共用部の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{sev}: 共用部の昇降機の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

n : 当該共同住宅等全体における単位住戸数

(イ) E_{sac}は、次の式により算出するものとする。

$$E_{\text{sac}} = \sum_{i}^{n} (\alpha_{\text{sac, i}} \times A_{i})$$

この式において、 $\alpha_{\text{sac,i}}$ 、 A_{i} 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

α sac, i: 空気調和対象室 i の室用途及び別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数(次の表に該当する用途がない場合にあっては別表第3に掲げる係数)(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 空気調和対象室 i の床面積の合計(単位 平方メ

とし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

Est, all =
$$\left(\sum_{i=1}^{n} Est, i + (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 0.9\right) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST,i}$ 、 E_{sac} 、 E_{sv} 、 E_{sl} 、 E_{sw} 、 E_{sev} 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

 $E_{ST,i}$: 住戸iの基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{sac} : 共用部の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sv} : 共用部の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sl} : 共用部の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{sw}: 共用部の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{sev}: 共用部の昇降機の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

n : 当該共同住宅等全体における単位住戸数

イ E_{sac}は、次の式により算出するものとする。

$$E_{\text{sac}} = \sum_{i}^{n} (\alpha_{\text{sac, i}} \times A_{i})$$

この式において、 $\alpha_{\rm sac,i}$ 、 $A_{\rm i}$ 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

α sac, i: 空気調和対象室 i の室用途及び別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数(次の表に該当する用途がない場合にあっては別表第3に掲げる係数)(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

Ai : 空気調和対象室 i の床面積の合計 (単位 平方メー

ートル)

n : 当該共同住宅等全体における空気調和対象室の数

	II ·	コッス	門圧七	寸土件	(-201)	の主义	即用个日子门	多主の
室			別表第	4に掲	げる地	域区分		
用	1	2	3	4	5	6	7	8
途								
口	1198	1215	1064	1093	1142	1166	1114	1223
ビ								
]								
管	431	428	366	386	394	440	418	520
理								
人								
室								
集	576	549	452	453	451	478	472	538
会								
室								
内	937	973	705	745	801	829	858	799
廊								
下								

(ロ) E_{sv}は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sv} = \sum_{i}^{n} (\alpha_{sv, i} \times A_{t, i})$$

この式において、 $\alpha_{sv,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

α sv,i: 空気調和対象室を除く機械換気対象室iの室用 途ごとに次の表に掲げる係数(次の表に該当する 用途がない場合にあっては別表第3に掲げる係数) (単位 1平方メートル1年につきメガジュー

At,i :空気調和対象室を除く機械換気対象室 i の床面積

トル)

n : 当該共同住宅等全体における空気調和対象室の数

	• =		411年七十	ナ土件の	-401/6	ノエスの	刊イログリミ	K王VJ 岁
室			別表第	4に掲	げる地	域区分		
用	1	2	3	4	5	6	7	8
途								
口	1198	1215	1064	1093	1142	1166	1114	1223
F.								
1								
管	431	428	366	386	394	440	418	520
理								
人								
室								
集	576	549	452	453	451	478	472	538
会								
室								
内	937	973	705	745	801	829	858	799
廊								
下								

ロ E_{sv}は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sv} = \sum_{i}^{n} (\alpha_{sv, i} \times A_{t, i})$$

この式において、 $\alpha_{sv,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

α sv,i: 空気調和対象室を除く機械換気対象室iの室用途 ごとに次の表に掲げる係数(次の表に該当する用途 がない場合にあっては別表第3に掲げる係数) (単 位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_{t,i} :空気調和対象室を除く機械換気対象室 i の床面積の

の合計(単位 平方メートル)

n : 当該共同住宅等全体における次の表の用途の室の うち空気調和対象室以外の室数

室用途	lpha sv, i
機械室	712
電気室	1425
屋内駐車場	997
廃棄物保管場所等	2137

(ハ) E_{sl}は、次の式により算出するものとする。

$$E_{\rm sl} = \sum_{\rm i}^{\rm n} (\alpha_{\rm sl,i} \times A_{\rm t,i})$$

この式において、 $\alpha_{sl,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

 $\alpha_{\rm sl,i}$: 照明対象室 i の室用途ごとに次の表に掲げる係数 (次の表に該当する用途がない場合にあっては別表第3に掲げる係数) (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_{t,i} : 照明対象室 i の床面積の合計(単位 平方メートル)

n : 当該共同住宅等全体における照明対象室の数

lpha sl, i
1026
369
113
513
256
10
10
308

合計(単位 平方メートル)

n : 当該共同住宅等全体における次の表の用途の室のう ち空気調和対象室以外の室数

室用途	α sv, i
機械室	712
電気室	1425
屋内駐車場	997
廃棄物保管場所等	2137

ハ Eslは、次の式により算出するものとする。

$$E_{\rm sl} = \sum_{i}^{n} (\alpha_{\rm sl,i} \times A_{\rm t,i})$$

この式において、 $\alpha_{\rm sl,i}$ 、 $A_{\rm t,i}$ 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

 $\alpha_{\rm sl,i}$: 照明対象室 i の室用途ごとに次の表に掲げる係数 (次の表に該当する用途がない場合にあっては別表 第3に掲げる係数)(単位 1 平方メートル1年に つきメガジュール)

A_{t,i} : 照明対象室 i の床面積の合計(単位 平方メートル)

n : 当該共同住宅等全体における照明対象室の数

室用途	lpha sl, i
ロビー	1026
管理人室	369
集会室	113
屋内廊下	513
屋外廊下	256
機械室	10
電気室	10
屋内駐車場	308

(二) Eswは、次の式により算出するものとする。

$$E_{sw} = \sum_{i}^{n} (\alpha_{sw,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $\alpha_{\text{sw,i}}$ 、 $A_{\text{t,i}}$ 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

α sw,i: 給湯対象室 i の室用途及び別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数(次の表に該当する用途がない場合にあっては別表第3に掲げる係数) (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_{t,i}: 給湯対象室 i の床面積の合計(単位 平方メート ル)

n : 当該共同住宅等全体における給湯対象室の数

室用途		別表第4に掲げる地域区分						
	1	2	3	4	5	6	7	8
管理人室	25	24	23	22	21	19	17	14
集会室	97	95	89	87	83	75	69	56

(ホ) E_{sev}は、次の式により算出するものとする。

$$E_{\text{sev}} = \sum_{i}^{n} \left(\frac{L_{\text{ev, i}} \times V_{\text{ev, i}} \times F_{\text{st}} \times T_{\text{ev, i}} \times M_{\text{ev, i}}}{860} \times N_{\text{ev, i}} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$$

この式において、 $L_{ev,i}$ 、 $V_{ev,i}$ 、 F_{st} 、 $T_{ev,i}$ 、 $M_{ev,i}$ 、 $N_{ev,i}$ 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Lev,i:昇降機系統iに属する昇降機の積載質量(単位 キログラム)

V_{ev,i}: 昇降機系統 i に属する昇降機の定格速度(単位 1分につきメートル)

F_{st} : 基準設定速度制御係数 (1/40)

T_{ev,i}:昇降機系統iの昇降機年間運転時間(単位 時間)

ニ Eswは、次の式により算出するものとする。

$$E_{sw} = \sum_{i}^{n} (\alpha_{sw,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $\alpha_{\text{sw,i}}$ 、 $A_{\text{t,i}}$ 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。

α sw,i: 給湯対象室 i の室用途及び別表第4に掲げる地域 区分ごとに次の表に掲げる係数(次の表に該当する 用途がない場合にあっては別表第3に掲げる係数) (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_{t,i} : 給湯対象室 i の床面積の合計(単位 平方メートル)

n : 当該共同住宅等全体における給湯対象室の数

Г.								
室 用 途		別表第4に掲げる地域区分						
	1	2	3	4	5	6	7	8
管理人室	25	24	23	22	21	19	17	14
集会室	97	95	89	87	83	75	69	56

ホ E_{sev}は、次の式により算出するものとする。

$$E_{\text{sev}} = \sum_{i}^{n} \left(\underbrace{L_{\text{ev, i}} \times V_{\text{ev, i}} \times F_{\text{st}} \times T_{\text{ev, i}} \times M_{\text{ev, i}}}_{860} \times N_{\text{ev, i}} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$$

この式において、 $L_{ev,i}$ 、 $V_{ev,i}$ 、 F_{st} 、 $T_{ev,i}$ 、 $M_{ev,i}$ 、 $N_{ev,i}$ 及Unは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Lev,i:昇降機系統iに属する昇降機の積載質量(単位 キログラム)

V_{ev,i}: 昇降機系統 i に属する昇降機の定格速度(単位 1 分につきメートル)

F_{st} : 基準設定速度制御係数 (1/40)

Tev, i: 昇降機系統 i の昇降機年間運転時間(単位 時間)

Mev,i: 昇降機系統iの輸送能力係数(単位 無次元) Nev,i: 昇降機系統iに属する昇降機の台数(単位 台) n : 当該共同住宅等全体における昇降機の対象系統数

$$\square \quad E_{ST,all} = \left(\sum_{i}^{n} E_{ST,i} \right) \times 10^{-3}$$

2-3 設計一次エネルギー消費量の算定方法

住宅の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量については(1)に定める方法、共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については(2)に定める方法によるものとする。

(1) (略)

- (2) 共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については、次のイ又は口に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれに 定めるとおりとする。
 - イ 基準一次エネルギー消費量について2-2 (2) イに定める方法により算出した共同住宅等 (1) により算出した各単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計に、第1の2-3により算出した共用部の設計一次エネルギー消費量を加算した数値
 - ロ 基準一次エネルギー消費量について2-2 (2) ロに定める方法により算出した共同住宅等 (1) により算出した各単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値

Mev, i: 昇降機系統 i の輸送能力係数(単位 無次元) Nev, i: 昇降機系統 i に属する昇降機の台数(単位 台) n: 当該共同住宅等全体における昇降機の対象系統数

2-3 設計一次エネルギー消費量の算定方法

住宅の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量については(1)に定める方法、共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については(2)に定める方法によるものとする。

(1) (略)

(2) 共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については、(1)により算出した各単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計に、共用部の設計一次エネルギー消費量を加算するものとする。共用部の設計一次エネルギー消費量は、第1の2一3に定める方法を用いるものとする。

<u> 別表第4</u>

地域の区分	分都道府県名	市町村
1	北海道	夕張市、七別市、名寄市、伊達市(旧大滝村に限る。)、留寿都村、喜茂別町、愛別町、上川町、美瑛町、南富」
		野町、占冠村、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、猿払村、浜頼別町、中頼別町、枝幸町(旧)
		登町に限る。)、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、上土
		町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類村に限る。)、大樹町、豊頃町、足寄町、陸別町、標茶町、弟子屈町
		鶴居村、別海町、中標津町
2	北海道	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留甫市、苫小牧市、稚内市、美唄市
		芦别市、江别市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市
		登別市、恵庭市、伊達市(旧伊達市に限る。)、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、木古内町、七
		町、鹿部町、森町、八雲町(旧八雲町に限る。)、長万部町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、
		越町、ニセコ町、真狩村、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、
		市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹
		牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、上富良野町、中富
		野町、和寒町、剣淵町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、枝幸町(旧枝幸町に
		る。)、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、湧別町、大空
		町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞鈴湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様
		町、えりも町、新ひだか町、音更町、土幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町(旧幕別町
		限る。)、池田町、本別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標準町、羅臼町
	青森県	平川市(旧碇ヶ関村に限る。)
	岩手県	八幡平市(旧安代町に限る。)、葛巻町、岩手町、西和賀町、九戸村
	秋田県	小坂町
	福島県	檜枝岐村、南会津町(日舘岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。)
	栃木県	日光市(旧栗山村に限る。)
	群馬県	編恋村、草津町、片品村
	長野県	塩尻市(旧楢川村に限る。)、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曽町(旧開田村
		限る。)
3	北海道	函館市、室蘭市、松前町、福島町、知内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部
		町、奥尻町
	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市(旧尾上町、
		平賀町に限る。)、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴
		町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦
		村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
	岩手県	盛岡市、花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市(日西根町、旧松尾村に限る。)、一関市(旧大東町、川
		藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村に限る。)、八幡平市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、住田町、タ
		泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、洋野町、一戸町
	宮城県	七ヶ宿町
	秋田県	能代市(旧二ツ井町に限る。)、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、
		里町、美郷町、羽後町、東成瀬村
	白形県	新庄市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川
		町、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、坂豊町
	福島県	二本松市(旧東和町に限る。)、下郷町、只見町、南会津町(日田島町に限る。)、北塩原村、磐梯町、猪苗
		町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、鮫川村、平田村、小野町、川内村、葛尾村、飯舘村
	栃木県	日光市(旧足尾町に限る。)
	群馬県	上野村、長野原町、高山村、川場村
	石川県	白山市(旧白峰村に限る。)
	白梨県	北杜市(旧小淵沢町に限る。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村

別表第4

地域区分	都 道 府 県 名
1, 2	北海道
3	青森県、岩手県、秋田県
4	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
5,6	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
7	宮崎県、鹿児島県
8	沖縄県

1 上の区分の詳細は以下のとおりとする。

- (1) 上の区分のうち、1地域については、次の市町村とする。
- (2) 上の区分のうち、2地域については、次の市町村とする。
- (3) 上の区分のうち、5地域については、次の市町村とする。
- 茨 城 県 水戸市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町に限る。)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、経敷市、下妻市、笠間市(旧岩間町を除く。)、牛久市、結城市、吉河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市(旧玉里村に限る。)、常総市、常陸太田市、常陸大宮市(旧美和村を除く。)、筑西市(旧関城町に限る。)、土浦市(旧土浦市に限る。)、那河市、日立市、鉾田市、北茨城市、衛ケ崎市、阿貝町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根
- 前橋市、みどり市(旧東村(勢多郡)を除く。)、安中市(旧安中市に限る。)、伊勢崎市、甘楽町、館林市、桐生市(旧黒保根村を除く。)、高崎市(旧倉)瀬村を除く。)、 渋川市(旧赤城村、旧小野上村を除く。)、太田市、藤岡市、富岡市、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町

I		
2	2	
ı		

	町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、平谷村、売木村、上松町、王滝村、木曽町(旧木曽福島町、旧
	日義村、旧三岳村に限る。)、麻漬村、生坂村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢清
	泉村、信濃町、小川村、飯綱町
岐阜県	飛騨市、郡上市(旧高鷲村に限る。)、下呂市(旧小坂町、旧馬瀬村に限る。)、白川村
奈良県	野迫川村
広島県	世日市市(旧吉和村に限る。)、
青森県	鰺ヶ沢町、深浦町
岩手県	富古市、大船渡市、北上市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧川崎村に限5。)、陸前高田市、釜石市、奥州 市、金ケ崎町、平泉町、大槌町、山田町
宮城県	石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、藁王町、
	大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、
	大衡村、色麻町、加美町、消谷町、美里町、女川町、南三陸町
秋田県	秋田市、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市、潟上市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井
	川町、大潟村
山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市(旧八幡町、旧松山町、旧平田町に限る。)、寒河江市、上山市、村山市、5
	童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大蔵村、白鷹町、三川町、庄内町、遊佐町
福島県	会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市(旧二本松市、旧安達町、旧岩代町に限る。)、田村市、
	伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津
	里町、西錦村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町
茨城県	城里町(旧七会村に限る。)、大子町
栃木県	日光市(旧日光市、旧今市市、旧藤原町に限る。)、那須塩原市、塩谷町、那須町
群馬県	高崎市(旧倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市、神流町、南牧村、中之条町、東吾妻町、
	昭和村、みなかみ町
埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)
東京都	檜原村、奥多摩町
新潟県	小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村
石川県	白山市(旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村に限る。)
福井県	池田町
山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、富士吉田市、北杜市(旧明野村、旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、
	旧白州町に限る。)、甲州市(旧大和村に限る。)、道志村、西桂町、富士河口湖町
長野県	長野市、松本市、上田市(旧上田市、旧丸子町に限る。)、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山
	市、塩尻市(旧塩尻市に限る。)、千曲市、東御市、安曇野市、青木村、下諏訪町、箕輪町、飯島町、南箕輪
1	村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、天龍村、秦阜村、豊丘村、大鹿村、
	南木曾町、大桑村、山形村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、木島平村、栄村
岐阜県	高山市、中津川市(旧長野県木曽郡山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子氐村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村
	に限る。)、本巣市(旧根尾村に限る。)、郡上市(旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧明宝村、旧和良村に限
	る。)、下呂市(旧萩原町、旧下呂町、旧金山町に限る。)、東白川村
愛知県	豊田市(旧稲武町に限る。)、設楽町(旧津具村に限る。)、豊根村
兵庫県	香美町(旧村岡町、旧美方町に限る。)
奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、曽爾村、御杖村、黒滝村、天川村、川上村
和歌山県	高野叮
鳥取県	若核町、日南町、日野町
島根県	飯南町、吉賀町
岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、真庭市(旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、
1	西栗倉村、吉備中央町
広島県	上原市(旧総領町、旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町に限る。)、安芸太田町、世羅町、ヤ
- Company	The state of the s

- 埼玉県 さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市(旧熊谷市を除く。)、幸手市、行田市(旧行田市に限る。)、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、火布市(旧大滝村を除く。)、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富土見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、白岡市、上里町、神川町、美里町、埼居町、横瀬町、皆野町、小庭野町(旧小鹿野町に限る。)、長瀞町、東秋文村、宮代町、越生町、三芳町、毛田町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、尨戸町、伊奈町 伊奈町 滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、杉戸町、伊奈町
- 千 葉 県 野田市、香取市(旧佐原市に限る。)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里町、栄町、神崎町
- 東 京 都 八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
- 神奈川県 清川村、秦野市、相模原市(旧相模原市を除く。)、開成町、山北町、松田町、大井町、南足柄市
- 富 山 県 高岡市、黒部市(旧黒部市に限る。)、射水市、砺波市、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村を除く。)、富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村を除く。)、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
- 石川県 かほく市、志賀町、宝達志水町、加賀市、中能登町、七尾市、能美市、白山市(旧松任市、旧美川町、旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村を除く。)、能登町、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町
- 福 井 県 福井市(旧福井市、旧美山町に限る。)、あわら市、おおい町、越前市、永平寺町、池田町、坂井市、鯖江市、若狭町、勝山市、小浜市、高浜町、大野市(旧大野市に限る。)、越前町(旧朝日町、日宮崎村に限る。)、南越前町(旧河野村を除く。)
- 山 梨 県 山梨市(旧三富村を除く。)、甲州市、甲斐市、甲府市(旧上九一色村を除く。)、上野原市、市川三郷町、中央市、笛吹市(旧苫川村を除く。)、南アルブス市、身延町、南部町(旧富沢町を除く。)、北杜市(旧明野村に限る。)、大月市、韮崎市、富士川町、早川町、昭和町、道志村
- 岐 阜 県 山県市、恵那市(旧串原村、旧上矢作町を除く。)、本巣市(旧根尾村に限る。)、郡 上市(旧美並村に限る。)、下呂市(旧金山町に限る。)、揖斐川町(旧揖斐川町を除 く。)、中津川市(旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村に限る。)、関市、可児市、多 治見市、大垣市(上石津町に限る。)、美磯市、瑞穂市、美磯加茂市、土岐市、茶老 町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御 実町
- 静 岡 県 川根本町、浜松市 (旧水窪町に限る。)、御殿場市、小山町
- 愛 知 県 豊田市 (旧稲武町を除く。)、設楽町、豊根村、東栄町
- 三 重 県 伊賀市、亀山市(旧関町に限る。)、松阪市(旧飯南町、旧飯高町に限る。)、津市(旧 美杉村に限る。)、名張市
- 滋 賀 県 大津市(旧志賀町に限る。)、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八 幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王 町、豊郷町、甲良町、多賀町
- 京都府 京都市(旧京北町に限る。)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町に限る。)、南丹市、福知山市、木津川市、与謝野町、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、南山城村
- 大阪府 堺市(旧美原町に限る。)、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、 羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早 赤阪村
- 兵 庫 県 鄭路市(旧姫路市、旧家島町を除く。)、豊岡市(旧竹野町を除く。)、養父市(旧関 宮町を除く。)、たつの市(旧龍野市、日新宮町に限る。)、丹波市、朝来市,加東市、 三木市(旧吉川町に限る。)、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、 多可町、佐用町、新温泉町、番名川町、市川町、福崎町、上郡町
- 奈 良 県 奈良市(旧都祁村を除く。)、宇陀市(旧室生村を除く。)、葛城市、五條市(旧大塔村を除く。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山冻村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三半町、田原本町、曽錦村、御林村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

ı		
ı		

愛媛県	新居浜市(旧別子山村に限る。)、久万高原町
高知県	いの町(旧本川村に限る。)、梼原町
宮城県	仙台市、多賀城市、山元町
秋田県	にかほ市
山形県	酒日市(旧酒田市に限る。)
福島県	福島市、郡山市、いわき市、柱馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町
茨城県	水戸市、土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常隆太田市、高萩市、北茨城市、
	間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみが
	ら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町(旧常北町、旧桂村に
	る。)、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
栃木県	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須鳥山市、下野市、上三川町、
	益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町
群馬県	桐生市(旧新里村に限る。)、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、板倉
埼玉県	株父市(旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小」
	町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秋父村、美里町、神川町、
	寄居町
千葉県	印西市、富里市、栄町、神崎町
東京都	青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町
神奈川県	山北町、愛川町、清川村
新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、
	賀野市、佐渡市、船内市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村、栗島浦村
富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、
	山町、入善町、朝日町
石川県	七尾市、輸島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市(旧美川町、旧鶴来町に限る。)、能美市、川北
	町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
福井県	大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、南越前町、若狭町
山梨県	甲府市(旧中道町に限る。)、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市(旧武川村に限る。) 、
HJKJI.	甲斐市、笛吹市(旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。)、上野原市、甲
	州市(旧塩山市、旧勝沼町に限る。)、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町
長野県	飯田市、喬木村
岐阜県	大垣市(旧上石津町に限る。)、中津川市(旧中津川市に限る。)、美濃市、瑞浪市、恵那市、郡上市(旧美並村に
24-21	限る。)、土岐市、関ケ原町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
静岡県	御殿場市、小山町、川根本町
愛知県	投楽町(旧股楽町に限る。)、東栄町
三重県	津市(旧美杉村に限る。)、名張市、いなべ市(旧北勢町、旧藤原町に限る。)、伊賀市
三里 州 滋賀県	
改質県	大津市、彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、 荘町、豊郷町、甲良町、多智町
京都府	[12] 《 並 本 中 以 中 以 中 、 文 更 中 福 知 山 市 、 綾 都 市 、 宮 本 市 、 亀 岡 市 、 京 丹 後 市 、 南 丹 市 、 宇 治 田 原 町 、 至 置 町 、 和 東 町 、 南 山 坡 村 、 京 丹 波 町 。
只和町	簡知山印、綾部印、呂本印、亀岡印、水戸後印、田戸印、十后田原門、立直門、和果門、田川坂村、水戸波門 与謝野町
La Piccorre	
大阪府	豊能町、能勢町
兵庫県	農岡市、西脇市、三田市、加西市、丹波篠山市、養文市、丹波市、朝来市、宍栗市、加東市、猪名川町、多可
	町、市川町、神河町、上郡町、佐川町、新温泉町(旧温泉町に限る。)
奈良県	生駒市、宇陀市、山添村、平群町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、上北山村、東吉野村
和歌山県	田辺市(旧龍神村に限る。)、かつらぎ町(旧花園村に限る。)、日高川町(旧美山村に限る。)
鳥取県	倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町
島根県	益日市(旧美都町、旧匹見町に限る。)、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町

- 和歌山県 橋本市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町に限る。)、かつらぎ町(旧かつらぎ町に限る。)、 有田川町 (旧清水町に限る。)、九度山町
- 鳥 取 県 鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町を除く。)、倉吉市(旧倉吉市に限る。)、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町島 根 県 松江市(旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る。)、出雲市(旧佐田町に限る。)、安来市、江津市(旧桜江町に限る。)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町を除く。)、雲南市、盆田市(旧盆田市を除く。)、美郷町(旧邑智町に限る。)、邑南町(旧石見町に限る。)、古賀町、津和野町、川本町
- 岡 山 県 岡山市(旧岡山市、旧離崎町を除く。)、備前市、美作市、井原市、高梁市(旧備中町を除く。)、真庭市(旧落合町、旧久世町に限る。)、赤磐市、津山市(旧阿波村を除く。)、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町(旧 鏡野町に限る。)、和気町
- 広島 県 広島市(旧湯来町に限る。)、三原市(旧大和町、旧久井町に限る。)、三次市(旧三 次市、旧三和町に限る。)、安芸高田市(旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。)、 東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町を除く。)、宮道市(旧御調町に限る。)、府中市(旧 府中市に限る。)、福山市(旧神辺町、旧新市町に限る。)、安美太田町(旧加計町)に 限る。)、北広島町(旧豊平町に限る。)、世羅町(旧世羅西町に限る。)
- 山口県 山口市 (旧阿東町に限る。)、下関市(旧豊田町に限る。)、岩国市(旧由宇町を除く。)、 周南市 (旧鹿野町に限る。)、萩市 (旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。)、美術
- 徳 島 県 三好市 (旧東祖谷山村を除く。)、美馬市 (旧木屋平村に限る。)、東みよし町、那賀 町(旧木沢村、旧木頭村に限る。)、つるぎ町(旧貞光町を除く。)
- 愛媛県 新居浜市(旧別子山村に限る。)、西予市(旧城川町に限る。)、大洲市(旧河辺村に限る。)、低部町(旧広田村に限る。)、内子町、久万高原町、鬼北町
- 高知県 いの町 (旧吾北村に限る。)、仁淀川町、津野町 (旧東津野村に限る。)、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梼原町
- 福岡県 八女市(旧矢部村に限る。)
- 長崎県 雲仙市(旧小浜町に限る。)
- 熊 本 県 阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
- 大 分 県 大分市(旧野津原町に限る。)、字佐市(旧字佐市を除く。)、杵築市(旧山香町に限 る。)、佐伯市(旧字目町に限る。)、竹田市、日田市(旧日田市を除く。)、豊後大野 市(旧緒方町、旧朝地町に限る。)、由布市(旧挾間町を除く。)、日出町、九重町、
- (4) 上の区分のうち、6地域については、次の市町村とする。
- 茨 城 県 鹿嶋市、神栖市 (旧神栖町に限る。)、潮来市
- 群 馬 県 千代田町
- 埼 玉 県 越谷市、吉川市、熊谷市(旧熊谷市に限る。)、戸田市、行田市(旧南河原村に限る。)、 三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、和光市、蕨市、松伏町
- 千 葉 県 いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市(旧佐原市を除く。)、 山武市、横芝光町、千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、 東金市、留志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市 四街道市、袖ヶ浦、八街市、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、 一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- 東京都 東京都23区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、 国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市
- 神奈川県 愛川町、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、横浜市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、寒川町、座間市、葉山町、三浦市、小田原市、**逗**子市、川崎市、相模原市(旧 相模原市に限る。)、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町、 藤沢市、平塚市
- 石川県 白山市(旧松任市、旧美川町に限る。)、金沢市、野々市市
- 福井県 福井市(旧福井市、旧美山町を除く。)、美浜町、越前町(旧朝日町、旧宮崎村を除く。)、南越前町(旧河野村に限る。)、敦賀市
- 山梨県 南部町 (旧富沢町に限る。)

		勝山町、旧落合町、旧久世町に限る。)、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
	広島県	府中市、三次市、庄原市(旧庄原市に限る。)、東広島市、廿日市市(旧佐伯町に限る。)、安芸高田市、熊野
		町、北広島町
	山口県	下関市(旧豊田町に限る。)、萩市(旧むつみ村、旧福栄村に限る。)、美祢市
	徳島県	三好市、上勝町
	愛媛県	大洲市(旧肱川町、旧河辺村に限る。)、内子町(旧小田町に限る。)
	高知県	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町(旧吾北村に限る。)、仁淀川町
	福岡県	束峰村
	熊本県	八代市(旧泉村に限る。) 阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町、水上村、五木村
	大分県	佐伯市(旧宇目町に限る。)、由布市(旧湯布院町に限る。)、九重町、玖珠町
	宮崎県	惟葉村、五ヶ瀬町
	茨城県	日立市、土浦市(旧新治村を除く。)、古河市、龍ケ崎市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、神栖市
	栃木県	足利市、佐野市
	群馬県	前橋市、高崎市(旧倉渕村を除く。)、桐生市(旧桐生市に限る。)、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、
		村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽
		市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、
		川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野
		市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町
	千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東会市、旭市、智
		野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、
		君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、白井市、南房総市、匝甕市、香取市、山武市、いす
		市、大網白里市、酒々井町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白
		町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
	東京都	東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日
		市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、
		城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢
		市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開
		町、箱根町、真鑢町、湯河原町
	石川県	金沢市、白山市(旧松任市に限る。)、小松市、野々市市
	福井県	福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、越前市、越前町、美浜町、高浜町、おおい町
	山梨県	甲府市(旧甲府市に限る。)、南部町、昭和町
	岐阜県	岐阜市、大垣市(旧大垣市、旧墨俣町に限る。)、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、
		県市、瑞穂市、本巣市(日本巣町、旧真正町、旧糸貨町に限る。)、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井
		町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
	静岡県	浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、島田市、掛川市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国
		市、西伊豆町、函南町、長泉町、森町
	愛知県	名古屋市、岡崎市、一官市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市(旧稲武
		を除く。)、安城市、西尾市、蕃郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新坡市、東海市、大府市
		知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富
		市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、
		東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
	三重県	津市(旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限
		る。)、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、いなべ市(旧員弁町、旧大安
		町に限る。)、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度
		町、大紀町、南伊勢町、紀北町

- 岐阜県 岐阜市、瑞穂市、各務原市、本莫市(旧根尾村を除く。)、揖斐川町(旧揖斐川町)に 関る。)、海津市、大垣市(旧上石津町を除く。)、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、 神戸町、橅之内町、大野町、池田町、北方町
- 静 岡 県 静岡市、伊豆の国市、伊豆市、西伊豆町(旧賀茂村に限る。)、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、籐枝市、磐田市、浜松市(旧水窪町を除く。)、宮土市、牧之原市、三島市、宮土宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南町、清水町、長泉町、吉田町、森町
- 愛知県 名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥宮市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、浦郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大江町、 夫桑町、大治町、蟹江町、 飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、三好町
- 三 重 県 いなべ市、伊勢市、亀山市(旧亀山市に限る。)、熊野市(旧紀和町に限る。)、桑名 市、四日市市、志禄市、松阪市(旧飯南町、旧飯高町を除く。)、多気町、大台町、 津市(旧美杉村を除く。)、大紀町、南伊勢町、紀北町、鈴鹿市、鳥羽市、木曽岬町、 東眞町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、废会町
- 滋賀県 大津市(旧大津市に限る。)
- 京 都 府 京都市 (旧京都市に限る。)、京丹後市 (旧大宮町、旧久美浜町を除く。)、宇治市、 向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
- 大阪 府 大阪市、堺市(旧堺市に限る。)、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、 長塚市、守口市、牧方市、変木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕 面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、 忠岡町、銀取町、田房町、岬町
- 兵 庫 県 神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、 高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市(旧姫路市、旧家島町に限る。)、たつの 市 (旧揖保川町、旧御津町に限る。)、三木市 (日三木市に限る。)、洲本市、淡路市、 南あわじ市、豊岡市 (旧竹野町に限る。)、香美町 (旧香住町に限る。)、稲美町、播 磨町、太子町
- 和歌山県 和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市(旧熊野川町に限る。)、田 辺市(旧龍神村、旧本宮町を除く。)、みなく町、日高川町、有田川町(旧清水町を 除く。)、紀実町、湯浅町、印両町、上宮田町、北山村
- 鳥 取 県 鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。)、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北关町、大山町
- 島 根 県 松江市(旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町を除く。)、出雲市(旧佐田町を除く。)、 浜田市(旧浜田市、旧三陽町に限る。)、大田市、益田市(旧佐田市に限る。)、江津 市(旧江津市に限る。)、優岐の島町、海土町、西ノ島町、知天村
- 岡 山 県 岡山市(旧岡山市、旧攤崎町に限る。)、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
- 広島 県 広島市(旧広島市に限る。)、呉市、江田島市、三原市(旧大和町、旧久井町を除く。)、 大竹市、竹原市、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。)、廿日市市(旧佐伯町、 旧吉和村を除く。)、尾道市(旧御御町を除く。)、福山市(旧神辺町、旧新市町を除 く。)、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
- 山 口 県 山口市(旧阿東町を除く)、字部市、下関市(旧豊田町、旧下関市を除く。)、岩国 市(旧由宇町に限る。)、光市、山陽小野田市、周南市(旧鹿野町を除く。)、周防大 島町、長門市、萩市(旧川上村、旧むつみ村、日旭村を除く。)、柳井市、防府市、 下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
- 徳 島 県 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市(旧木屋平村を除く。)、那賀町(旧木沢村、旧木頭村を除く。)、つるぎ町(旧貞光町に限る。)、勝浦町、上勝町、佐野河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上
- 香川県 高松市、さぬき市、観音寺市、丸亀市、三豊市、東かがわ市、坂出市、善通寺市、 緑川町、小豆島町、まんのう町、土庄町、三木町、直島町、宇多津町、琴平町、多 原注町

1	
18	
1	

滋賀県	近江八幡市、草津市、守山市	
京都府	京都市、舞鶴市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井	
	手町、精華町、伊根町	
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、核方市、茨木市、八	
	尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門	
	真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠區	
	町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村	
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三	
	木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、淡路市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、香美町	
	(旧村岡町、旧美方町を除く。) 、新温泉町(旧浜坂町に限る。)	
奈良県	奈良市(旧都都村を除く。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市(旧大塔村を除	
	く。)、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、海嶋町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、	
	上牧町、王寺町、広陵町、河合町	
和歌山県	毎南市、橋本市、有田市、田辺市(旧本宮町に限る。)、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町(旧花園村を	
	除く。)、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、日高川町(旧川辺町、旧中津村に限	
	る。)、上富田町、北山村	
鳥取県	鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北条町、日吉津村、大山町、伯耆町	
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市(旧益田市に限る。)、大田市、安来市、江津市、海土町、西ノ島町、知夫	
	村、隠岐の島町	
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町	
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村を除く。)、江田島	
	市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町	
山口県	宇部市、山口市、萩市(旧萩市、旧川上村、旧田万川町、旧須佐町、旧旭村に限る。)、防府市、下松市、岩国	
	市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武剛	
徳島県	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、佐邪河内村、石井町、神山町、邪賀町、牟岐町、松茂	
	町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町	
香川県	全ての市町	
愛媛県	今治市、八幡浜市、西条市、大洲市(旧大洲市、旧長浜町に限る。)、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上	
	島町、砥部町、内子町(旧内子町、旧五十崎町に限る。)、伊方町、松野町、鬼北町	
高知県	香美市、馬路村、いの町(旧伊野町に限る。)、佐川町、越知町、日高村、津野町、四万十町、三原村、黒潮町	
福岡県	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯家市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前	
	市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太室府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、	
	嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、	
	小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤	
	村、福智町、苅田町、	
	みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	
佐賀県	全ての市町	
長崎県	佐世保市、松浦市、対馬市、雲仙市(旧小浜町に限る。)、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町	
熊本県	八代市(旧坂本村、旧東陽村に限る。)、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、美里町、玉東町、	
	南陽町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江	
	村、珠磨材、あさぎり町	
大分県	大分市(旧野津原町に限る。)、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、	
	宇佐市、豊後大野市、由布市(旧挟間町、旧庄内町に限る。)、国東市、姫島村、日出町	
宮崎県	小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町、	
鹿児島県	伊佐市、湧水町、	

- 愛媛県 松山市、新居浜市(旧別子山村を除く。)、今治市、西条市、西予市(旧城川町を除く。)、大洲市(旧河辺村を除く。)、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市(旧津島町を除く。)、砥部町(旧砥部町に限る。)、上島町、伊方町(旧伊方町に限る。)、松前町、松野町
- 高 知 県 高知市(旧鏡村、旧土佐山村に限る。)、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、 津野町(旧葉山村に限る。)、黒襕町(旧佐賀町に限る。)、佐川町、日高村
- 福岡県 福岡市 (博多区、中央区、南区、城南区を除く。)、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市(旧矢部村を除く。)、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、後後市、大川市、市橋市、豊市市、中間市、小郡市、筑集野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸倉市、古賀市、みやこ町、上毛町、弥上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、赤老町、須惠町、新宮町、入山町、新屋町、水巻町、湖垣町、宇美町、篠栗町、小竹町、数手町、桂川町、大刀浜町、大木町、水巻町、岡垣町、流田町、小田町、大任町、赤村、苅田町、古宮町
- 佐 賀 県 佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、鳥栖市、多久市、伊万里市、 鹿島市、白石町、みやき町、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、大町 町、江北町、太良町
- 長崎 県 壱岐市、雲仙市(旧小浜町を除く。)、松浦市、対馬市、島原市(旧有明町に限る。)、南島原市 (旧加津佐町に限る。)、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市
- 熊 本 県 熊本市、合志市、山鹿市、天草市(旧五和町、旧有明町に限る。)、上天草市(旧松 島町に限る。)、宇城市(旧三角町を除く。)、菊池市、玉名市、八代市(旧坂本村、 旧東陽村、旧泉村に限る。)、人吉市、荒尾市、宇土市美里町、あさぎり町、和水町、 米川町、玉東町、南側町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御御町、嘉島町、益 城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨 村、若北町
- 大 分 県 大分市 (旧野津原町を除く。)、字佐市 (旧字佐市に限る。)、臼杵市、杵築市 (旧山 各町を除く。)、国東市、佐伯市 (旧上浦町、旧券年町、旧本佐村、旧直川村に限る。)、 中津市、日田市(旧日田市に限る。)、豊後高田市、豊後大野市 (旧轄方町、旧朝地 町を除く。)、由布市 (旧挟間町に限る。)、別府市、津久見市、姫島村
- 備考 この表に掲げる区域は、平成24年12月4日における行政区画によって表示されたものと する。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって 表示されたものとする。
- ! 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、次のとおりの区分とする。
- (1) 次の町村にあっては、上の区分にかかわらず、2地域に区分されるものとする。
- 青森県 十和田市 (旧十和田湖町に限る。)、七戸町 (旧七戸町に限る。)、田子町
- 岩 手 県 久慈市 (旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
- (2) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、3地域に区分されるものとする。
- 北海 道 函館市(旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧瀬棚町を除く。)、島牧村、寿都町
- 宮 城 県 栗原市 (旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)
- 山 形 県 米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
- 福 島 県 会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村
- 栃木県 日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)
- 群 馬 県 沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬬恋村、草津町、中之条町(旧六合村に限る。)、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る。)
- 新 潟 県 十日町市 (旧中里村に限る。)、魚沼市 (旧入広瀬村に限る。)、津南町

I	
L S	
I	

東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藤島村、八丈町、青ヶ島村、
神奈川県	横須賀市、藤沢市、三浦市
静岡県	静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、下田市、御前崎市、牧之原市、東伊豆町、河津
	町、南伊豆町、松崎町、清水町、吉田町
愛知県	豊橋市
三重県	熊野市、御浜町、紀宝町
大阪府	岬町
和歌山県	和歌山市、御坊市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町を除く。)、新宮市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、
	さみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町
山口県	下関古(旧豊田町を除く。)
徳島県	小松島市、阿南市、美波町、海陽町
愛媛県	松山市、宇和島市、新居浜市(旧新居浜市に限る。)、松前町、愛南町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、奈半和
	町、田野町、安田町、北川村、芸西村、中土佐町、大月町
福岡県	福岡市、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町
長崎県	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、壱岐市、五島市、西海市、雲油市(旧小浜町を除く。)、南島原
	市、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町
熊本県	熊本市、八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、長洲
	町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町
大分県	大分市(旧野津原町を除く。)、佐伯市(旧字目町を除く。)
宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城
	町、川南町、都農町、門川町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、紅
	島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大
	町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町
東京都	小笠原村
鹿児島県	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
沖縄県	全ての市町村

備考 この表に掲げる区域は、令和元年5月1日における行政区側によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は 平成13年8月1日における旧行政区側によって表示されたものとする。

- 山 梨 県 富士吉田市、北柱市(旧小淵沢町に限る。)、西柱町、忍野村、山中湖村、富士河口 湖町(旧河口湖町に限る。)
- 長 野 県 長野市(旧長野市、旧大岡村、旧信州新町、旧中条村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、駒・根市、中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、城尼市、佐久市、千曲市(旧更境市に限る。)、東館市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富土見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧混合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曽町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯郷町
- 岐阜県高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村
- (3) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、4地域に区分されるものとする。
- 青 森 県 青森市 (旧青森市に限る。)、深浦町
- 岩 手 県 宮古市 (旧新里村、旧川井村を除く。)、大船渡市、一関市 (旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。)、陸前高田市、釜石市、平泉町
- 秋田県 秋田市 (旧河辺町を除く。)、能代市 (旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市 (東 由利町を除く。)、潟上市、にかほ市、三種町 (旧琴丘町を除く。)、八峰町、大潟村
- 茨 城 県 土浦市 (旧新治村に限る。)、石岡市、常隆大宮市 (旧美和村に限る。)、笠間市 (旧岩間町に限る。)、筑西市(旧関城町を除く。)、かすみがうら市(旧干代田町に限る。)、桜川市、小美玉市 (旧玉里村を除く。)、大子町
- 群 馬 県 高崎市(倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市(旧沼田市に限る。)、 渋川市(旧小野上村、旧赤城村に限る。)、安中市(旧松井田町に限る。)、みどり市 (旧東村(勢多郡)に限る。)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町(旧 六合村を除く。)、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く。)
- 埼玉県 秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)
- 東京都 奥多摩町
- 富山県 富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市(旧宇奈月町に限る。)、 南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町
- 石川県 白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
- 福井県 大野市 (旧和泉村に限る。)
- 山 梨 県 甲府市 (旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市 (旧三富村に限る。)、北杜市 (旧 明野村、旧小淵沢町を除く。)、笛吹市 (旧苫川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町 (旧河口湖町を除く。)、小菅村、丹波山村
- 岐阜県 中津川市(旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村を除く。)、恵那市(旧串原村、上矢作町に限る。)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市(旧美並村を除く。)、下呂市(旧金山町を除く。)、東白川村
- 愛知県豊田市(旧稲武町に限る。)
- 兵庫県 養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)
- 奈 良 県 奈良市 (旧都部村に限る。)、五條市 (旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市 (旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
- 和歌山県 かつらぎ町 (旧花園村に限る。)、高野町
- 鳥 取 県 倉吉市 (旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
- 島 根 県 奥出雲町、飯南町、美郷町 (旧大和村に限る。)、邑南町 (旧石見町を除く。)
- 岡 山 県 津山市 (旧阿波村に限る。)、高梁市 (旧備中町に限る。)、新見市、真庭市 (旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町 (旧鏡野町を除く。)
- 広島 県 府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世福町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町
- 徳 島 県 三好市 (旧東祖谷山村に限る。)
- 高知県 いの町 (旧本川村に限る。)

(4) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、5地域に区分されるものとする。

福島県 いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町

栃 木 県 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、 壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町

新 潟 県 新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、 三条市(旧下田村を除く。)、柏崎市(旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、村上 市(旧朝日村を除く。)、燕市、朱魚川市、上越市(旧上越市、旧柏崎町、旧大御町、 旧野城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹 神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖鼈町、外彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村

長野県 阿智村(旧清内路村に限る。)、大鹿村

宮崎県 椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町

(5) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、6地域に区分されるものとする。

宮 崎 県 都城市 (旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市 (旧北方町に限る。)、小林市 (旧野尻町を除く。)、えびの市、高原町、西米良村、諸家村、美郷町、日之駅町

鹿児島県 伊佐市、曽於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、湧水町

(6) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、7地域に区分されるものとする。

茨 城 県 神栖市 (旧波崎町に限る。)

千葉県 銚子市

東 京 都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠 原村

静 岡 県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に 限る。)

三 重 県 尾鷲市、熊野市 (旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町

和歌山県 御坊市、新宮市(旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、 すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町

山口県 下関市(旧下関市に限る。)

徳 島 県 牟岐町、美波町、海陽町

愛 媛 県 宇和島市 (旧津島町に限る。)、伊方町 (旧伊方町を除く。)、愛南町

高 知 県 高知市(旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町(旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、黒棚町(旧大方町に限る。)

福 岡 県 福岡市:博多区、中央区、南区、城南区

長 崎 県 長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、南島原市(旧加津佐町を除く。)、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町

熊 本 県 八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市(旧松島町を除く。)、宇城市(旧三角町に限る。)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く。)、芦北町、津奈木町

大 分 県 佐伯市 (旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)

備考 この表に掲げる区域は、平成24年12月4日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

宝 宝

(桶行期日)

- 二年四月一日から施行する。第一条 この告示は、令和元年十一月十六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和
 - **□ □の第2の□の□−∞(2)の改正規定**
 - □ Iの第20の20の20-20(1) イ(ボ)②及びロ(ボ)③の改正規定

(凝過措置)

- 年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準別表第4に掲げる地域区分の適用については、今和三第二条 この告示による改正後の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築
- 年間熱負荷、基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量、外皮平均熱質流率及び冷房に同法第五十四条第一項の認定を受けたものに限る。)の変更をする場合における屋内周囲空間の第4に掲げる地域区分(以下この項及び次項において「旧地域区分」という。)を適用し、同日前ルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準別表五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画(この告示による改正前の建築物に係るエネ2 令和三年四月一日以後に都市の低炭素化の促進に関する法律(次項において「法」という。)第

期の平均日射熱取得率の算出については、旧地域区分を適用することができる。

射熱取得率の算出については、旧地域区分を適用することができる。、基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量、外皮平均熱質流率及び冷房期の平均日設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をする場合における屋内周囲空間の年間熱負荷和設備等(法第五十三条第一項に規定する空気調和設備等をいう。以下この項において同じ。)の今和三年四月一日に現に存する建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は建築物への空気調